

**第 3 回**  
**2016 年度 DRP 検討委員会 議事録**

日時： 2017 年 9 月 8 日（金） 9:01～10:11  
場所： JPNIC 会議室

**1. 議題**

1. JP ドメイン名紛争処理業務完全電子化についての調査結果報告
2. 議論検討
3. 今後の予定
4. その他

**2. 資料**

- |        |  |
|--------|--|
| 資料 1   | 2016 年度 DRP 検討委員会最終報告書（事務局叩き台）   |
| 資料 2   | JP ドメイン名紛争処理業務電子化調査結果  |
| 資料 3   | JP-DRP 第 2 回会合議事録  |
| 資料 4   | 2016 年度 DRP 検討委員会第一次答申   |
| 資料 5   | 主な変更点に関する論点整理（第一次答申向け）   |
| 資料 6   | 今後のスケジュールについて  |
| 参考資料 1 | JP ドメイン名紛争処理方針（JP-DRP、2017 年 7 月 1 日施行版）   |
| 参考資料 2 | JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則（2017 年 7 月 1 日施行版）  |
| 参考資料 3 | Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (UDRP)                             |
| 参考資料 4 | 統一ドメイン名紛争処理方針（日本語訳）  |
| 参考資料 5 | Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (UDRP Rules)             |
| 参考資料 6 | 統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則  |
| 参考資料 7 | JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則（2017 年 7 月 1 日施行版）                                     |
| 参考資料 8 | WIPO Supplemental Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy（日本語訳付） |
| 参考資料 9 | 検討委員会規程  |

### 3. 出席者(50音順)(敬称略)

	氏名	所属
委員長	井上 葵	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士
委員	卜部 晃史	弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士
委員	早川 吉尚	立教大学 教授/弁護士
委員	堀籠 佳典	桜坂法律事務所 弁護士/弁理士
担当理事	曾根 秀昭	JPNIC 常務理事 DRP 担当

オブザーバ：山口 裕司（日本知的財産仲裁センター 第3部会 弁護士）

JPNIC 事務局：前村 昌紀、山崎 信、藏増 明日香

### 4. 議事

9時01分に委員長の井上氏により開会された。

資料1乃至資料6に基づき、以下のとおり報告および議論がなされた。

#### 1. JP ドメイン名紛争処理業務完全電子化についての調査結果報告

- 第2回会合の後、第一次答申が確定した。基礎改定を行った後、積み残し事項として「手続きの完全電子化」の問題がある。JPNICの方で電子化について検討して頂いた。検討結果を報告頂き、今後の検討の方向性を決めたい。資料2が電子化に関するJPNICによる報告書。資料1が資料2を踏まえた上でのDRP検討委員会最終報告書案となっている。
- 調査結果は、3月までの検討内容を反映した第一次答申を受けて電子化に向けた検討を行ったもの。JIPACでは既に他の業務でクラウドサービスの使用実績があるということであり、そうしたサービスを利用してJP-DRPでの手続きの電子化ができないかと考え始めた。ただ、年間の申立件数が10件程のJP-DRPでは本格的な業務システムを構築することはコスト面で見合わない。このため、できるだけパッケージサービスを有効に活用して安価にできないかと考えた。JIPAC業務担当者の方から業務について聞き取りを行い調査したところ、クラウドシステムを利用した電子化はできそうだとの感触を得た。JIPACが既に使われているクラウドシステムと同じサービスを利用してJP-DRPの業務を処理するようなシステムを構築できるかが問題となった。このサービスはアカウントを持った複数の人がクラウド上に設定したフォルダを共有し、フォルダに置いたファイルを複数の人が読むことができる。各アカウントへのパーミッション、権限を別々に設定することでファイルの操作や読み出しの権限を設定することができる仕組み。このような簡素なシステムで、アカウントを発行し、申立人にはフォルダに申立書や資料を置いてもらい、それをもって提出とする。置かれたファイルを事件管理者やパネリストの方に閲覧してもらい検討して頂く。登録者への申立書の送付についてもフォルダへのアカウントを設定してアクセスしてもらう。このように、基本的な仕組みをそのまま使用しても大概のことはできることが分った。(JPNIC)
- ただ、こうした結論をJIPAC側に提示した結果、JIPACの認識はJPNICの想定とは違った点も

あった。例えば、アカウントを申立てがある毎に発行するか、使い回すか等について検討が必要と感じた。また、見通しが立ったからと言って手続規則等をすぐに変えていくという訳にもいかないことが判明した。というのも、JIPAC よりも事件管理者やパネリストの方々に新しい仕組みが共有されることが必要であるということ。それから、電子化にあたって JIPAC は補則を大幅に変えなければならなくなるが、今年度 JIPAC にその余裕が無いとのこと。現在、JIPAC の業務は非常に多く、今は難しいということだった。この辺りの事情を勘案すると、手続きの電子化は可能なのだが、実施は少し先の話になりそう。(JPNIC)

- 資料 1 (「2016 年度 DRP 検討委員会最終報告書 (事務局たたき台)」) について。ベースになっているのは第一次答申。第一次答申は手続きの改定をするとの結論だった。検討委員会への諮問事項は、JIPAC から改善点の余地を指摘されたので文書改定を検討頂きたいというものだったので、第一次答申は諮問事項にほぼ応えた内容になっている。今回検討するのは、諮問事項というよりも、その後検討委員会が課題と認識したものということになるので、その結論を「答申」と呼ぶかどうかは考える必要はある。(JPNIC)

## 2. 議論検討

### (1) 調査結果と JIPAC の内情について

- 資料 2 の調査結果について検討したい。
- 資料 2 の最後に「JIPAC での受け入れ評価などは 2018 年度以降となる見込み」とあるが、受け入れが 2018 年度という意味か? 「受け入れ評価」とは何を指すのか? 2018 年度に電子化できるのか?
- システムが本当に使えるかどうかの前段階の評価も含めて、という意味。(JPNIC)
- つまり、実際のところ、2018 年度電子化は無理ということか。
- そういうこと。2018 年度に規則の改訂作業等を行って 2019 年度から、等。(JPNIC)
- 恐らく来年のどこかの時点で規則の改定作業を行い、改定について理事会の承認を得て、つまり来年度中に、ということか。
- それぐらいのタイムラインかというところ。ただ、来年度必ずという言葉は JIPAC からもらった訳ではない。今年度は無理ということだった。JIPAC のスケジュールを今後確認していく必要はある。JIPAC としては、それで間違いないか。(JPNIC)
- そのとおり。職員が JIPAC に 2 名しかいない。今は事件管理業務を何とかこなしているというところ。現在は紙で副本にあたるものを申立人から提出してもらっているのですが、副本をそのままパネリストにただ転送すれば良く何とかこなしていた。電子化になった場合、電子的手段で提出されたものを JIPAC 職員が全部プリントアウトするのはどうして不可能。プリントアウトしたい場合はパネリストの事務所の方でプリントアウトして下さいと言うしかない。電子化によって便利になる筈なのだが、うまくワークするのか? 試用期間は欲しいと感じる。時間が必要。規則の改定も JIPAC の運営委員会にも諮らなければならないし、調整が必要。(JIPAC)
- 事務スタッフだけではなく、パネリストへの周知徹底も必要か。
- そのとおり。これまでのやり方と変わってくるので。パネリスト、新しいパネリストの方がど

らんどん補充されている訳でもなく、高齢の方も多い。(JIPAC)

- やり方が変わるというのは、提出物を紙でもらうか PDF でもらうかの違いかと思うが、パネリストの側が紙でない形で受け取ることについて抵抗感があるということか？
- そうかも知れないということ。(JIPAC)
- ICC や JCAA で仲裁人を務めているが、今どきそのようなことはやっていないが？
- 事務方としては、どういった反応があるか分からないし、抵抗があるかも知れないという推測に基づいて言っている部分はあると思う。進めようと思えばできない話ではない筈とは思。(JIPAC)
- 今後電子化になるので、トライアルで、内部の申し合わせ事項として今後の新規の案件は電子的な手段でのみ送る、それで問題があるかチェックさせて欲しいということをやってみて、問題がなければ電子化を進めるというのは合理的だとは思。
- JIPAC 内部でコミュニケーションがうまくいっていないという問題もある。事件管理者は JIPAC の運営委員会とは全く別の存在。事件管理者の問題が運営委員会に全く共有されておらず、運営委員から事件管理者を出す等が必要ではないかと思う。事件管理者は任命手順が明確になっておらず、任期も無く、そのまま務めている。JP-DRP における事件管理がどのように行われているか、運営委員会は把握できていなかった。このため、運営委員から事件管理者を出すように変える等が必要だと考え始めていたところ。パソコンの習熟など当り前のことだと思うのだが、そういった点も体制を整えればできるとは思う。(JIPAC)
- 事件管理者の任命や運営委員会との関係も、これを機会に変えて頂けるということか。
- そのように考えている。(JIPAC)
- 変えるのにいい時期だと思う。どこかの時点では変えなければならない話ではないか。21 世紀の半ばにもなって紙媒体でやっているというのは、いい笑いものになってしまう。紙でないと嫌だという人がいるから変えられないというのは依頼元としては如何なものか。
- そのように思う。JIPAC の中で、仲裁や調停とはパネリスト名簿も別、事件管理者名簿も別。そして任期が無く、同じ人が一度任命されたら 10 年以上ずっと名簿に載ったまま。それもよくないのではないかという問題意識はもっている。この 4 月に事件管理部会の部会長になり、初めて問題を認識した。これからやっていきたいと考えている。クラウドからデータをダウンロードして裁定を書く、というのは、パソコンをある程度使い慣れている方であれば出来ない話ではないと思う。ただ、担当職員は、どのように仕事が降ってくることになるのか、クラウドシステムに不慣れな年配のパネリストに「このクラウドの仕組みをどうやって使うのか」等聞かれて毎回説明しなければならないこと等を心配し、不安に思っている。(JIPAC)
- 仲裁機関では、研修の機会を設けて、仲裁人の選任にあたっては研修を受けている人を選任する形を採っている。それも一つのやり方かなとは思。
- JIPAC でも調停人研修や民事訴訟に関する調停に関する研修は例年設けられていると思うが、ドメイン名紛争についてはパネリスト研修も事件管理者研修もしばらく行われておらず、情報も共有できていない。変えなければならないとは思いますが、研修するには教える側の体制も整えなければならないし、JIPAC の運営委員会の中で「このように変えていきます」と説明もしなければならない。しかし、争点がそれ程多い話でもないと思うので、体制を整えて電子的手段による書類の授受は可能と思っている。今年 7 月の規則改定はまだ一里塚で、これからまだや

らなければならないことがあると認識はしている。(JIPAC)

(2) 裁定の評釈作業の必要性について

- スポーツ仲裁機構では年間 10 件ぐらい仲裁が下る。仲裁人候補者の研修会を定期的にやっており、並行して仲裁の検討作業も行っている。仲裁判断の判断基準にブレがないかを見ている。裁判所も内部で裁判官だけが参加できる勉強会のようなものがあるようだ。似たようなものをスポーツ仲裁機構でもやっているということ。ドメイン名紛争については、以前に JPNIC で勉強会をやったことがあり、ルールもそれに合わせて改定した。当時、UDRP における勝訴/敗訴率と JP-DRP における勝訴/敗訴率が明らかに違った。原因を解明していったら翻訳の過程で要件が変わってしまっていたことが判明し、それを受けて文言も含めて規則を改定した。ただ、その後恐らく総合的な JP-DRP の裁定のレビュー/研究を誰もやっていない。いつの間にか基準がブレたりしていないか等は確認した方がいいように思う。
- その問題は認識している。それぞれのパネリストが判断している訳だが、パネリストが判断するにあたって、この要件についてはこのように判断すべきといったコンセンサスが出来ているのかと言うと、出来ていないと思う。つい最近も、傍論で色々書かれたパネリストがいた。申立人や登録者が提出した書類に基づいて判断すべきなのか、職権調査的なことをパネリストがしてよいのかどうかについて、あるパネリストの方の傍論の意見は、JIPAC の Q&A のページの内容に影響するような話もあった。担当事件以外でパネリスト候補者の間で議論するような機会が無い。外国法人からの申立てが多い。外国法人の代表者資格をどう判断するかといった問題もある。また、1 回ずつしか主張を出せないようになっているが、勝手に追加の主張を出してこられた場合、受け付けるのかどうするのか等も統一できていない。(JIPAC)
- 2016 年度検討委員会、5 年ぶりの開催。課題が溜まっているということは認識した。UDRP との比較によって改めた方がいいところがあるのだとしたら、そういう作業も必要か。それであれば 2017 年度委員会の課題として扱った方がよいかも知れない。(JPNIC)
- このメンバーでは無理。JIPAC の若手の方等にも参加頂き、こちらでも人選を行い、検討チームという形で比較的若手の弁護士を中心に判例評釈的な作業を行い、傾向分析や判断基準のブレや解釈の余地があるケースを検討する等は非常に建設的なことだと思う。以前に検討チームを行ったときには JPNIC 側のみで行ったが、JIPAC からも参加してもらったらよいのではないだろうか。
- 日弁連発行の「自由と正義」の 3 月号に JIPAC の活動を紹介する記事を寄せることになっており、ドメイン名紛争の話を書きたいと思っている。裁定の動向等も検討して文章化したいと思っているが時間があまりない。(JIPAC)
- チームを作らなければ、一人では無理。前回検討チームが報告書を作成してから今までに既に 100 件以上の裁定が出ていると思う。手分けして分析する。
- 自分でも申立てを行い、移転裁定を取ったことがあるが、問題意識は色々持った。(JIPAC)
- 2005 年当時に検討チームを走らせた際、UDRP に基づく裁定と JP-DRP に基づく裁定で勝訴率が全然違うという話があった。今はどうなのかと思い少し前に WIPO が公表している Break Down (裁定結果に関する数字) を元に計算してみたところ、実は今はあまり変わらないという結

果だった。WIPOなどは、電子化直前は勝訴率 89%ぐらいで、電子化を境に急に上っていて 93%とか 94%に上っていた。なので電子化によって高まるのだろうと予測している。JP-DRP ではたまたま勝訴率がすごく低かった年度があり、その年度が全体の平均値を下げていることもありトータルで見たら今はあまり違わなくなってきた。いずれにしろ、UDRP の方も勝訴率大分上ってきており、数字で見る限り、当時と事情は変わってきている。(JPNIC)

- 何が要因なのか興味深い。電子化によって申立人が申立てをし易くなったか？
- あるいは登録者が応答しないケースが増えたとか？ (JPNIC)
- そうかも知れない。
- 先程、このメンバーでは足りないということだったが、検討委員会はこの規模にしておくのか、それとも、検討委員会とは別にチームを作るのと、どちらがいいのか。(JPNIC)
- 以前は別にチームを作った。検討委員会の人数を増やすと結論がまとまりにくくなるということもある。また、JIPAC からも加わってもらうのであれば、JIPAC の人達が検討委員会に入るのはおかしいと思う。

### (3) その他課題について

- 古い裁定で、申立人/登録者が異なる複数の似たような申立てがあったときに一人のパネリストが殆どカーボンコピーの裁定を複数書いて裁定の数だけ報酬をもらっているケースがあった。仲裁人報酬規定の観点からして如何なものかと思った。
- 同じ会社が複数のドメイン名について申立てをするケース等はあるだろうが。裁定人が同じ人か別の人なのかにもよるとは思う。(JIPAC)
- 裁定人が別なのであれば良いのだが。同じ裁定人になる場合と別の裁定人に割り当てられた場合では話は違うと思う。ただ、労力との兼ね合いで、複数の裁定が違うのは当事者名の所のみで、カーボンコピーにも拘わらず裁定の数の分だけ報酬を得るのは如何なものかと違和感を持った。
- 裁判所で同種の事件を普通の事件の配転と異なる扱いをして配慮をするケースはあると思うが、JIPAC におけるドメイン名紛争について同様に扱うのがよいのかどうか。裁判所のような扱いにはしていないと思う。別のパネリストに割り当てていると思う。(JIPAC)
- 別の人に割り当てないといけないということはないと思う。同じパネリストでもよいと思う。殆ど同種の事案なので判断にブレが生じなかったという意味ではよかったのかも知れない。ルール違反にはならないのだと思うが。
- 結果的には、それぞれの申立てについて判断したと考えるしかないと思う。そもそも同種事件をまとめて受けることを想定してパネリスト報酬を減らすという規定になっていない。申立人からはそれぞれの申立てについて料金を受け取っているのに、裁定に対して支払う数を減らすのもどうか。(JIPAC)
- JIPAC でプールしてもよいのでは。
- プールは出来ない。余った場合は日弁連に返す。(JIPAC)
- 返してもよいのではと思うが、報酬規則に少し手を入れて判断の余地を JIPAC 事務局に残しておく方法もあるかなとは思っている。

- 似た事案を同じパネリストに回すというのはイレギュラーな話とは思ふ。今後も頻繁に起こるかと言うと起こらないように思う。別のパネリストに割り振るようになるのではないかと思うし、わざわざ規則として確認するということにはならないのではないか。(JIPAC)
- (4) 手続きの電子化および裁定例評釈作業（検討チームの設立）に関する確認と結論
- 検討チームを設けるか否かを JPNIC は検討するということによいか。
  - よい。(JPNIC)
  - 資料2の報告書の電子化部分について確認したい。アカウントに関する問題というのは具体的にどういうことか。
  - 案件ごとにアカウントを開設するということか。
  - アカウントというのはクラウドシステムにアクセスするためのアイデンティフィケーション。JPNIC から JIPAC に提示した検討結果ではアカウントを関係者分だけ作る、そのケースの最中はそのアカウントを利用し、ケースが閉じたらアカウントを閉じる、ということを考えていた。しかし、JIPAC 側からは毎回アカウントが変わるのではなく、一人の人は同じアカウントをパーマnentに持ち続けた方がよいのではないかと指摘された。パネリストの方全員にアカウントを配った場合、使わないアカウントが維持されるので、少し費用がかかるという事情がある。ただ、少しコストがかかってもそれで解決するのならそれでもよいと思っている。その辺りは最終的に調整するのだろうと考えている。(JPNIC)
  - 一人のパネリストでも複数の事件を抱えていたら、どうなるのか？アカウントは一つなのか？事件毎になるのか？
  - 事件毎に分けないと資料が混ざってしまう可能性があるのでアカウントは別にする。(JPNIC)
  - 混乱したり、権限が無いのにアクセスしてしまったりすることが起きると思うので、そうでないと困るかなと思う。逆に、使い回しを想定するケースが具体的にどういったケースなのかよく分からない。
  - 例えば JIPAC 事務局に事務局用のアカウントがあり、事務局はそれを使い続けるということ。(JPNIC)
  - 事務局の方は全部のアカウントにアクセスできるようになるだろうが。
  - 申立人がケースごとのアカウントにアクセスするというにすることにするのかどうか。少なくとも同時並行しているケースがある場合はアカウントを分ける必要がある。(JIPAC)
  - それは当然だと思う。
  - JPNIC から説明を伺って JIPAC としてイメージと違うと思ったのは、JIPAC の扱う事業で「必須判定」という必須特許を判定するサービスがあるのだが、それとは違ったということ。必須判定では判定人と申立人はそれぞれアカウントを持っており、JIPAC が作成した当該事件フォルダに判定人と申立人がアクセスして資料を見るという形で、そのイメージだった。判定人がアカウントを持っているイメージだったので、事件毎に申立人/ドメイン名登録者/パネリスト/事件管理者についてアカウントを作ると聞いて、そこまで必要なかと思ってしまった。また、申立人やドメイン名登録者は、書類の授受のために一旦アカウントを使うとしても同じアカウントを再度利用することはあまり無いと思うので、それであればそのアカウントは必要無いの

では？と思ってしまった。必須判定の方のアカウント利用の仕方と同じようにイメージしていたので「イメージと違う」と感じてしまった。必須判定は件数かなり多く、判定人は沢山の判定をする。しかしドメイン名紛争の方はたまにしか生じないので、その辺が違う。一概には言えないと思う。(JIPAC)

- 事件毎にフォルダを作成し、そのフォルダに ID/パスワードを設定し、パネリストも申立人もドメイン名登録者も同じ ID/パスワードでアクセスできるようにするのはダメなのか？
- システムにアクセスするときとフォルダにアクセスするときの ID/パスワードを変えるのか？
- システムにアクセスするときとフォルダにアクセスするときが同じという前提になっているのか？
- 同じという前提。(JPNIC)
- 申立人までフォルダにアクセスできるとなると、一旦提出したものを後から差し替えられる可能性が出てくる。それは嫌だなと思う。メールで一旦データを送ってもらい、受け取ったら再度アクセスはできないようにするのがよいのだが。(JIPAC)
- 申立てのときに申立人が自分でフォルダに資料を置くのか？
- それを想定していた。(JPNIC)
- テンポラリーアカウントのようなものでもよいのかと思う。投げ込むだけ投げ込んでくれたら申立人の作業は終了。申立人に裁定書を送る段階で変えればよいのかなと思う。クラウドの仕組み、トライアルで一ヶ月間使用して考えてみたが、もう少し使ってみないと判断できない部分もある。今回の報告は、ひとまずトライアルしてみた結果の報告ということ。JPNIC が考えていたことと JIPAC の感覚は違った。(JPNIC)

#### (5) 裁定への捺印と署名の電子化について

- 裁定書への捺印については、捺印まで電子化する必要はないだろうということでしょうか。
- JPNIC の感覚としては、電子化しても印鑑が必要というのは妙な気がする。署名の持つ authorization の意味まで電子化することも可能。しかし、裁判所の方が電子化に至っていないということなので先に進む意味は無いだろうとの判断。(JPNIC)
- 裁定書は原本を作成して、それを当事者に送付する。それ以外の手続きは電子化することでしょうか。
- そのとおり。
- 裁定書は郵送しないのか？
- 郵送する。その部分の取り扱いは変えないということでしょうか。
- そのとおり。完全電子化と言いながら、そこは変わらないということ。(JPNIC)
- 裁定書は裁判所に提出することが想定されるので、捺印した原本が必要ということ。
- その意味では完全電子化ではない。(JPNIC)
- 手続きは電子化。

### 3. 今後の予定



(1) 答申について

- 4月21日付の答申では、電子化をすることが適切か否かを委員会で検討し、9月30日までに別途答申としてまとめて提出するとしている。4月の答申は「第一次答申」としている。9月の答申を何と呼ぶべきかはともかく、「答申」の形にすべきでは。
- 決めてしまった方がよいのではないか。4月の答申が「第一次」だったのなら、「最終答申」が適切では。
- 電子化に関する検討も委員会への依頼事項に含まれているので、委員会としての見解も示さなければならない。電子化の実施は適切と考えるとの結論と思う。
- 資料1の調査結果報告書の2ページ目の【結論】部分は【検討結果】に修正。【結論】部分の1項目目の「適切と考える」は「適切である」に、2項目目の「今回の検討によって、」は削除。「実現可能であるとの判断に至った」は「実現可能である」に、3項目目の「現時点でただちに受け容れることは不可能だと考える」は「現時点でただちに受け容れることは困難である」に、「受け入れ対応が可能となった時期に合わせて、改定を行うことが適切だと考える」は「受け入れ対応が可能となった時期に合わせて、改定を行うことが適切である。」に修正する。この方が、通常の答申のスタイルに合っている。また、「要件」は「条件」に変えたい。「要件」と言った場合、法的には少し違う意味を持つ可能性がある。
- 技術屋は「要件定義書」の意味で「要件」と言う。(JPNIC)
- また、体裁についても修正希望がある。検討結果部分について、【電子化された送付方法の実現性】の部分。「委員会では、以下の要件を満たす電子的手段の実現が可能か、JPNIC事務局に調査を依頼し」を「委員会では、以下の条件を満たす電子的手段の実現が可能か、JPNIC事務局に調査を依頼した。」に。その次に調査を依頼する項目3項目が来て、「調査結果を元に、電子的手段導入の可否を検討した。」は後に回す。3項目の後の文は、「その結果、要件を満たす電子的手段は実現可能であり」から「調査の結果、以下の条件を満たす電子的手段は実現可能であり」に修正。「安価な構築が可能であることが分かった」は、「分かった」が稚拙な印象を受けるので「判明した」に修正。「紛争処理機関が十分な時間が割けるのは早くとも来年度となることが明らかになった」は「来年度となることも明らかになった」に修正。そして最後に先に「後に回す」と話した部分を持って来て、「以上の調査結果を元に電子的手段導入の可否を検討した」とし、その後に【検討結果】が来ると綺麗に繋がるかなと思う。

(2) 今後の作業について

- 今日の会合で、UDRP との比較や、それに基づく JP-DRP の改定の必要性といった話も出たが、それらの点は答申に含めるか？ JPNIC もそうしたことは是非やった方がよいと思うが、今回は依頼事項に対する結論。議論の中で新たな課題が判明した訳なので、次に DRP 検討委員会を立ち上げる際にそこで検討するとした方がよいか？ (JPNIC)
- 後者の方が、柔軟性があってよいのではないか。
- 議事録には残す。方針はあくまでも電子化で。
- クラウドシステムを導入した場合の年間の費用が110万円程度との話だが、どこが負担するか。

- JPNIC が負担して JIPAC に使用して頂くという形かと考えている。申立 1 件あたりの値段も決っているので JIPAC 負担は難しいのではないかと思う。(JPNIC)
- 厳しいと思う。
- JP-DRP に関する業務は費用支弁という形で最終的にはドメイン名登録料から賄われるということ。(JPNIC)
- 資料 1 に「安価に実現可能」と書いてあるが、JPNIC としては安価と考え、問題ないかと思うということか。
- この仕組みに 1000 万円かけるとなると、JPNIC としても如何なものかと思うし、登録料の一部から支弁する話であることもあり、JPRS に対しても説得力が無いのかなと思う。ファイル共有システムだけであれば、より安価なシステムもある。しかし、これは業務のためのシステムであり消費者のためのシステムではないので、この程度は妥当ではないかなと思っている。JPNIC でシステムを作るとした場合、相見積りを取り付けて決める等の必要性もあるが、JIPAC が既に使用して習熟しているシステムと同じものであれば導入がスムーズだと思われるので、同じシステムを使用するのかなと考えている。(JPNIC)

(3) 9 月末日までの作業について

- 9 月 30 日までに最終答申を完成させる。
- 事務局の方で指摘を受けた点の修正を行い、提示する。(JPNIC)
- 提出されたものを委員会でコメントし合い完成させる。期限はどのようになるか。
- 本委員会は 9 月 30 日で活動期限が来てしまうので、それまでに。答申の日付は 9 月 30 日付でなければならないということではなく、9 月 30 日より前の日付でも勿論構わない。委員の皆様にご同意頂いた日付が答申の日付になるかと理解している。(JPNIC)

#### 4. その他

2017 年度 DRP 検討委員会について

- 2017 年度 DRP 検討委員会はどのようになるか。
- 委員会を起すにも理事会の承認を得なければならない。(JPNIC)
- 次の理事会が 11 月 8 日になる。(JPNIC)
- 11 月 8 日の理事会で 2017 年度 DRP 委員会について承認を得ることは出来るが、新たな課題の整理など考えなければならないこともある。追って相談させて頂きたい。(JPNIC)

以上をもって議事は終了し、10 時 11 分に委員長の井上氏により閉会された。

以上